

開発行為に伴う消防施設等指導基準

(平成 13 年 5 月 1 日消防局訓令乙第 1 号)

改正令和 3 年 7 月 1 日消防局訓令乙第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び高知市集合住宅建築指導要綱（平成 5 年告示第 28 号）の規定に基づく消防施設等の整備指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防水利の基準)

第 2 条 消防水利については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）によるもののほか、この基準に定めるところにより、消防長と協議の上、設置しなければならない。

(消防水利の種別)

第 3 条 消防水利は、原則として、防火水槽及び消火栓とする。

(協議等の当事者)

第 4 条 消防水利に関する同意、協議等（以下「協議等」という。）の当事者は、消防長及び開発行為を行うもの（以下「開発者」という。）とする。

(申請)

第 5 条 開発者は、都市計画法及び高知市集合住宅建築指導要綱の規定に基づく事前協議を実施後、開発同意申請書（様式第 1 号）を消防長に提出しなければならない。

(同意)

第 6 条 消防長は、開発同意に係る申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、開発同意書（様式第 2 号）を当該申請をした開発者に交付するものとする。

(同意内容の変更等)

第 7 条 開発者は、消防水利の位置、構造及び仕様等について変更があった場合は、開発同意変更申請書（様式第 1 号の 2）を消防長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(消防水利の配置)

第 8 条 消防水利の配置は、次表のとおり配置するものとする。

用途地域		包含距離	消防水利の配置
市街化区域	商業地域、近隣商業地域 工業地域、工業専用地域	100 メートル	包含距離は、消防水利を中心とした半径を指し、その円内に開発区域が全て包含されるように配置する。
	上記以外の地域	120 メートル	
市街化調整区域		140 メートル	

2 消防水利から、開発区域の主要な部分（土地利用計画平面図に記載する建物をいう。）まで消防用ホースを蛇行して延長する必要がある場合は、消防用ホースの延長距離が 120 メートル以下となるように消防水利を増設しなければならない。

- 3 鉄道、幹線道路、河川、擁壁、がけ、建築物等により消防用ホースを延長することが困難又は分断される場合は、消防水利を増設しなければならない。

(消防水利の設置)

第9条 消防水利は、開発区域の面積又は集合住宅建築物の計画戸数及び延べ面積に応じ、次表のとおり設置するものとする。

開発区域面積 20,000 平方メートル未満	防火水槽又は消火栓
開発区域面積 20,000 平方メートル以上	防火水槽及び消火栓
集合住宅で、計画戸数が 25 戸以上 150 戸未満又は延べ面積が 1,750 平方メートル以上 15,000 平方メートル未満	防火水槽又は消火栓
集合住宅で、計画戸数が 150 戸以上又は延べ面積が 15,000 平方メートル以上	防火水槽及び消火栓

- 2 開発区域が 60,000 平方メートルを超える場合は、防火水槽及び消火栓をそれぞれ 1 基以上追加設置し、40,000 平方メートル増すごとに防火水槽を 1 基以上追加設置しなければならない。
- 3 防火水槽と消火栓の新規設置割合は、消火栓 4 基に対して防火水槽 1 基の割合以上としなければならない。
- 4 消火栓の設置は、原則として、高知市上下水道局に帰属する水路管上に設置するものとする。

(消防水利の位置)

第10条 消防水利の位置は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路(原則として公道)又は道路に面した位置及び歩道上とし、消防自動車容易に接近し、部署でき、常に維持管理ができる場所にあること。
- (2) 消火栓は、歩道と車道の区別のある道路の場合は、原則として、歩道上にあることとし、歩行者等の通行の支障となる場合においては、設置する位置を消防長と協議すること。

(防火水槽の設置用地)

第11条 防火水槽は、原則として、防火水槽専用用地に設置するものとする。

- 2 都市計画法第40条第2項の規定に基づき、防火水槽専用用地は、原則として、高知市に帰属するものとする。
- 3 防火水槽専用用地の敷地の境界には、当該境界を明確にするための表示をするものとする。
- 4 防火水槽専用用地の少なくとも一辺は道路に隣接しているものとし、吸管投入孔は道路から3メートル以内に設置するものとする。
- 5 防火水槽専用用地は、防火水槽の外壁周囲から1.5メートル以上の空気を保有し、原則として、車両又は人が用地に進入しないようフェンス等を設置するものとする。

6 防火水槽専用用地は、表面をアスファルト等で舗装するものとする。

(消防水利の規格及び構造)

第12条 消防水利の規格及び構造は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火栓は、原則として、消防水利の基準に適合並びに高知市上下水道局が定める仕様及び規格にも適合するものとする。
- (2) 防火水槽は原則として、一般財団法人日本消防設備安全センターが行う二次製品等防火水槽の認定を受けた耐震性能を有するものであって、容量については40立方メートル以上のものとし、蓋については、消防長が指定する仕様とすること。

(消防水利標識等)

第13条 消防水利標識等は、次に掲げるものとする。

- (1) 防火水槽を示す標識を設置する場合は、原則として、蓋から5メートル以内に設置するものとし、設置場所及び設置の必要性等を消防長と協議すること。
- (2) 消防水利標識は、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令(昭和35年総理府、建設省令第3号)に規定する案内標識に準じて掲出するものとし、消防水利標識の仕様及び設置場所については、消防長と協議の上決定すること。
- (3) 防火水槽及び消火栓の蓋の周囲には、容易に変色はく離しない溶着塗装による黄色線の道路表示を行うこと。

(着工届)

第14条 開発者は、防火水槽を設置しようとする場合は、着工の10日前までに、防火水槽着工届(様式第3号)を消防長に提出しなければならない。

(中間検査)

第15条 開発者は、防火水槽の組立て完了時又は埋設箇所に据え付けた段階で、中間検査を受けなければならない。

(水張検査)

第16条 開発者は、中間検査に合格した後に防火水槽へ充水し、次に掲げる水張検査(以下「検測」という。)を実施しなければならない。

- (1) 防火水槽の蓋から下方50センチメートルの位置を基準点とし、当該基準点まで充水すること。
- (2) 検測は充水した翌日から連続した7日間で実施し、基準点からの差異を水張検査結果報告書(様式第4号)に記録して、消防長に提出すること。
- (3) 検測期間中に10ミリメートル以上の減水が確認された場合は、再度基準点まで充水し、前号のとおり検測すること。この場合において、同様の減水が確認されたときは、消防長と対応を協議すること。

(完了検査)

第17条 開発者は、防火水槽及び消火栓の設置工事が完了した場合は、開発行為に伴う消防水利施設工事完了検査願(様式第5号)を消防長に提出し、完了検査を受けなければならない。

2 消防長は、開発者又は開発者が委任する者の立会いの下、完了検査を実施するものとする。

3 開発行為に伴う消防水利施設工事完了検査は、都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査までに完了しなければならない。

4 消防長は、検査結果を高知市都市建設部都市計画課長に報告するとともに、検査結果を開発者へ通知するものとする。

(防火水槽等の引継ぎ)

第18条 開発者は、第5条に規定する開発同意申請並びに都市計画法第39条及び第40条第2項の規定に基づき、次に掲げる書類等を提出し、防火水槽及び防火水槽専用用地を本市に引き継ぐものとする。ただし、消防長との協議により、防火水槽を開発者等で自主管理する場合には、将来にわたって防火水槽の維持管理が適切に行われるよう誓約書を提出すること。

- (1) 公共施設の帰属申請書(様式第6号)
- (2) 公共施設の管理の引継申請書(様式第7号)
- (3) 工事写真(着工から完了までの状況が分かるもの)
- (4) 設置用地の全部事項証明書及び公図の写し
- (5) 一般財団法人日本消防設備安全センター交付の認定証

(消防活動空地等)

第19条 開発者は、開発区域内に4階以上又は高さ10メートル以上の予定建築物がある場合は、はしご車等の進入路及びはしごの伸ていの支障とならないよう消防活動空気を次に掲げるとおり確保するよう努めなければならない。

- (1) 進入路の幅員は5メートル以上とし、別図1を参考に軌跡図を作成の上、消防長と協議することとし、当該進入路の上空については3.8メートル以上を確保するとともに、段差は10センチメートル未満とすること。
- (2) 進入路の有効幅員内には、電柱、看板、植栽、標識等を含まないこと。
- (3) 進入路のこう配は、15パーセント未満であること。
- (4) 予定建築物の外壁に並行して、はしご車等が容易に接近し、活動できる幅6メートル及び長さ14メートル以上の消防活動空気を確保すること。
- (5) 消防活動空地の設定箇所は、非常用の進入口ごと又は開放廊下若しくはバルコニーの主要部分に確保し、当該空地の上空に架線、工作物等の障害物を設けないこと。
- (6) 水平使用範囲は、別図2に掲げるものであること。
- (7) 消防活動空地の地盤の強度は、20トンの荷重に耐える構造とし、そのこう配は、6パーセント以下とし、段差がないこと。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(令和3年7月1日消防局訓令乙第5号)

この規程は、令和3年11月9日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

開発同意申請書

開発同意申請書

[別紙参照]

様式第1号の2(第7条関係)

開発同意変更申請書

開発同意変更申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

開発同意書

開発同意書

[別紙参照]

様式第3号(第14条関係)

防火水槽着工届

防火水槽着工届

[別紙参照]

様式第4号(第16条関係)

水張検査結果報告書

水張検査結果報告書

[別紙参照]

様式第5号(第17条関係)

開発行為に伴う消防水利施設工事完了検査願

開発行為に伴う消防水利施設工事完了検査願

[別紙参照]

様式第6号(第18条関係)

公共施設の帰属申請書

公共施設の帰属申請書

[別紙参照]

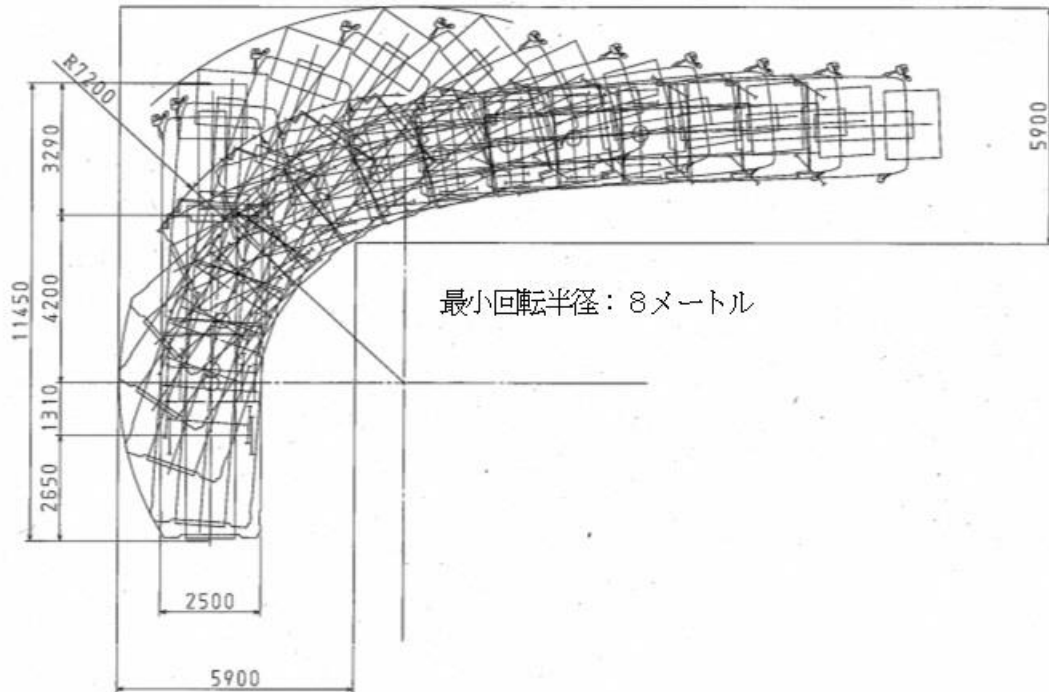
様式第7号(第18条関係)

公共施設の管理の引継申請書

公共施設の管理の引継申請書

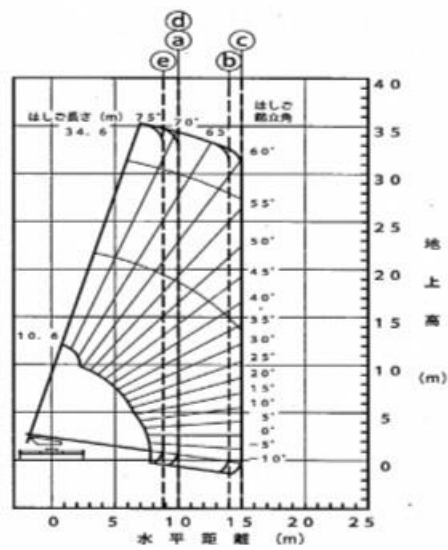
[別紙参照]

別図1 はしご車軌跡図



別図2 水平使用範囲図

a	ジャッキ張出幅	MAX	:		4000Nモード 4000N または 連続降下
b	ジャッキ張出幅	MAX	:		2700Nモード 2700N または 連続降下
c	ジャッキ張出幅	MAX	:		1800Nモード 1800N または 連続降下
d	ジャッキ張出幅	MAX	:		同時モード 2700N+1800N (リフタ)
e	ジャッキ張出幅	MIN	:	   	各モード



①	10メートル
②	14メートル
③	15メートル
④	10メートル
⑤	約9メートル